

災害廃棄物の実効的処理の促進を求める意見書

東日本大震災から一年が経過し、被災地の復興はすべての国民の願いであるが、その最大の障害になっているのが災害廃棄物の処理である。

岩手・宮城・福島の被災三県では約 2,253 万トンの災害廃棄物が発生し、その 6 %程度が処理されたにすぎない。この災害廃棄物を速やかに処理することが復興に向けた第一歩であり、国では岩手県及び宮城県の災害廃棄物について全国の自治体に広域処理を呼びかけているが、受け入れが進んでいないことが現状である。

災害廃棄物の処理は東北復興の第一義的課題であり、一刻も早くその処理を進めることが必要である。

こうした中、神奈川県は昨年 12 月に「かながわ環境整備センター」への災害廃棄物の受け入れの方針を表明し、地元に対する説明を行うなどしたところであるが、安全性への不安などから、現時点では地域住民の理解を得るに至っていない。

今、必要なのは、災害廃棄物の処理に協力できるよう国としてしっかりとした政策を打ち出すことである。大震災から一年という節目を迎え、国は災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく受け入れを要請したが、今後はその受け入れ基準や処理方法を定め、国の責任を明確にした上で、速やかに公表し、この問題に対する地域住民の理解と納得を十分に得ることが求められる。

よって、国におかれては、災害廃棄物の実効的処理を促進するため、次の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

1. 放射性物質を含んだ災害廃棄物の受け入れには地域住民の理解が不可欠であるため、健康被害への安全基準の精度を高め、住民の不安解消に努めること。
2. 災害廃棄物の処理に関する技術的指針の明確化など、国として必要な措置を講ずること。
3. 災害廃棄物の処理の促進を図るため、その処理について直接的経費のみならず間接的経費を含め、国が全額負担すること。
4. 災害廃棄物の風評被害を防ぐため、十分な情報開示・提供を行い、地域住民の理解の促進に努め、万が一、風評被害が発生した場合は、国が全額補償すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 平成 24 年 3 月 27 日

(議決年月日) 平成 24 年 3 月 27 日

(議決結果) 可決 (賛成多数)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農
林水産大臣、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣
(原子力損害賠償支援機構)、復興大臣